

この用紙の裏面も必ずご確認ください

令和 5 年分

所得税・消費税個別税務相談会

◎日時／令和 6 年 1 月 24 日(水)～3 月 8 日(金)

(土・日・祝日 除く)

予約制



効率的な支援や感染症等への対応も踏まえて
全て予約制と致します。
お早めに予約下さいますよう、お願いいたします。

① 9 時～

② 10 時 30 分～

③ 13 時～

④ 14 時 30 分～

⑤ 16 時～

※時間は目安です。1 事業者につき原則 1 時間以内です。

◎場所／宜野湾市商工会(宜野湾市真志喜 1-11-11)

※ 右記日程の 14 時～16 時の間、
税理士による個別相談を行います。

2 月/16 日(金)・22 日(木)・28 日(水)

3 月/1 日(金)・4 日(月)・6 日(水)・8 日(金)

【内容】

令和 5 年分決算書作成指導及び所得税・個人消費税等確定申告、振替納税制度等の個別相談

※前年の事業所得 400 万円以下の事業者のみ対応します

【持参するもの】

裏面参照。※重要ですので、本紙の裏面(確定申告相談者へのお知らせ)を必ずご確認ください。

【e-Tax による代理送信について】

商工会が委託を行う税理士による一括代理送信も行っております。希望される方はご相談ください。

【重要なお知らせ】

「マイナンバー制度」の導入により、確定申告の際にマイナンバーの記載(書面提出は番号確認書類及び身元確認書類の控えを追加添付)が必要となります。

【マイナンバーカード取得について】 ※沖縄県内のマイナンバー記載の向上が求められています。

貸借対照表を作成したうえで、e-Tax(電子申告)で所得税・消費税申告書などを提出することで 65 万円の青色申告特別控除が受けられます。まだマイナンバーカードを取得していない方は、早めに取得していただきますことをお勧めいたします。

物価高等の対策のため支給された給付金・助成金、協力金等(例:「うちな一事業者応援金」「雇用調整助成金」など)の中には、課税対象とされるものがあります。

決算指導手数料 3,300 円～5,500 円(税込)※【非会員: 27,500 円～ 30,800 円(税込)】

※会計ソフトを活用した支援を希望する場合には、サポート料(880 円/月額～)をいただくことがあります。

※税務相談期間中は、大変混雑することが予想されますので早めに予約の上、ご相談ください。



宜野湾市商工会

電話 897-0111(代表)

令和5年分 確定申告相談者へのお知らせ(重要)

確定申告書類の準備はできましたか？個別税務相談会には以下の書類等を準備していただき、添付書類はお忘れの無いようご持参ください。

※商工会で相談できるのは「事業所得」「給与所得」「不動産所得」「雑所得」です。その他の所得については税務署又は税理士へご相談頂きますようお願いいたします。

● 共通事項	チェック欄
① 申告書用紙・税務署から届いたハガキ(税務署から届いた人)	<input type="checkbox"/>
② 令和3年、令和4年 分確定申告書の控え(所得税・消費税)	<input type="checkbox"/>
③ 印鑑(認印可)	<input type="checkbox"/>
④ 預貯金通帳(本人名義)及び口座届出印鑑 ※新規振替納税者	<input type="checkbox"/>
⑤ 国民年金保険料の控除証明書及び健康保険料、国民健康保険料(税)のうち令和5年中の納付済みが確認できるもの	<input type="checkbox"/>
⑥ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書(添付)	<input type="checkbox"/>
⑦ 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書	<input type="checkbox"/>
⑧ 小規模企業共済掛金払込証明書、確定拠出年金掛金払込証明書 心身障害者扶養共済掛金払込証明書	<input type="checkbox"/>
⑨ e-Tax(電子申告)で申告等を行う方は、電子証明書 なお、商工会で一括代理送信を希望される方は必要ありません。	<input type="checkbox"/>
⑩ マイナンバーカード、又は番号確認書類+身元確認書類	<input type="checkbox"/>
● 給与や年金収入がある方	
⑪ 源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
⑫ 還付申告をする方で、源泉徴収票の住所や氏名が変わった場合は住民票を添付	<input type="checkbox"/>
● 事業収入(不動産収入)のある方	
⑬ 青色決算書(青色申告)、収支内訳書(白色申告)	<input type="checkbox"/>
⑭ 元帳等(青色申告特別控除(55万円)を受ける方は貸借対照表等の資料確認)	<input type="checkbox"/>
⑮ 事業用に購入した固定資産(建物・車両・備品等)の領収証	<input type="checkbox"/>
● 医療控除を受ける方	
⑯ 医療費の領収証と健康保険からの支払額を確認できるもの	<input type="checkbox"/>
⑰ 合計額を記載した医療費の明細書(日付、医療機関、薬局毎に集計) ※介護保険法で定める指定介護老人福祉施設や居宅サービスの一部も医療費控除の対象となります。次の証明書が必要になりますので利用施設に確認してください。	<input type="checkbox"/>
⑱ 指定介護老人福祉施設利用料等領収証、在宅介護費用証明書	<input type="checkbox"/>
⑲ 居宅サービス利用領収証、温泉療養証明書、運動療法実施証明書	<input type="checkbox"/>
⑳ おむつ使用証明書、ストマ用装具使用証明書、処方箋 など	<input type="checkbox"/>
● 住宅借入金等特別控除(特定増改築等)を受ける方	
㉑ 建物および土地の購入費が確認できる「工事請負契約書(写)」「売買契約書(写)」等	<input type="checkbox"/>
㉒ 建築確認通知書または検査済証の移し、あるいは増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
㉓ 借入金年末残高証明書、建物及び土地の登記事項証明書、住民票	<input type="checkbox"/>

★消費税込課税事業所は、売上・仕入・各経費等を、インボイス関連処理や税率毎に区分された上でお越し下さい。区分が出来ていない場合は、商工会での消費税申告にかかる計算が出来ませんので、くれぐれもご注意ください。お願いします。

◆商工会での申告書仮受付は、3月8日(金)16時で締め切ります
(締め切り後は、ご自身で税務署へ提出していただきます。)

ご相談はお早めに！！

宜野湾市商工会